

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 0 3 号
発行日 令和 3 年 1 月 4 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市財務条例の一部改正
(財政課)・・・1
- 綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・2
- 綾部市介護保険条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・3
- 綾部市下水道条例の一部改正
(下水道課)・・・4
- 綾部市農業集落排水施設条例の一部改正
(下水道課)・・・5
- 綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部改正
(下水道課)・・・6
- 綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
(下水道課)・・・7
- 綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・8
- 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・10
- I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部改正
(商工労政課)・・・11
- 綾部市火災予防条例の一部改正
(消防本部)・・・12

○規 則

- 綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正
(税務課)・・・14
- 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正
(社会教育課)・・・29
- I・Tビルの管理及び運営規則の一部改正
(商工労政課)・・・30
- 綾部市火災予防条例施行規則の一部改正
(消防本部)・・・31
- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正
(市民・国保課)・・・32

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・33
- 市道路線区域変更告示
(建設課)・・・34
- 市道路線供用開始告示
(建設課)・・・35
- 地縁団体変更告示(八代自治会)
(市民協働課)・・・36
- 綾部市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・37
- 綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱の制定
(農林課)・・・49
- 令和2年12月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(総務課)・・・53

・ 公営企業会計の業務状況の公表について (財政課) . . . 54	○ 教育委員会告示 ・ 令和2年度第11回綾部市教育委員会招集告示 . . . 133
・ 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課) . . . 67	○ 十倉財産区告示 ・ 綾部市十倉財産区議会招集告示 . . . 134
○ 公 告	
・ 公共下水道管渠築造(2-4)工事と公共下水道関連配水管布設替(2-4)工事公募型指名競争入札について (監理課) . . . 68	
・ 中学校GIGAスクール構想電気通信工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 80	
・ 小学校GIGAスクール構想電気通信工事その1条件付一般競争入札について (監理課) . . . 93	
・ 小学校GIGAスクール構想電気通信工事その2条件付一般競争入札について (監理課) . . . 104	
・ 市道建田八津合線舗装工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 119	
・ 公示送達 (税務課) . . . 129	
・ 公示送達 (市民・国保課) . . . 130	
・ 公示送達 (税務課) . . . 131	
○ 上下水道管理規程	
・ 綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 (下水道課) . . . 132	

綾部市財務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 6 号

綾部市財務条例の一部を改正する条例

綾部市財務条例（昭和 2 5 年綾部市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 7 号

綾部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

綾部市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 8 号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成 1 2 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 6 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 9 号

綾部市下水道条例の一部を改正する条例

綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 0 号

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

綾部市農業集落排水施設条例（平成 7 年綾部市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 1 号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例

綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成 1 4 年綾部市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 2 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 3 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 4 項中「地方税法第 3 1 3 条第 3 項」との次に「、 「1 1 0 万円」とあるのは「1 2 5 万円」と」を加える。

附則第 5 項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項を第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項ただし書中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とし、附

則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とする。

附則第7項中「支払い」を「支払」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条第1項及び附則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第5項及び第6項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 4 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 1 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 6 号」の次に「。以下「通学区域指定規則」という。」を加え、同項の表に次のように加える。

西八田放課後児童健全育成学級	綾部市岡安町田中 1 0 番地の 1	西八田小学校 通学区域
----------------	--------------------	----------------

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定に関わらず、第 1 項の規定により綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 5 8 年綾部市教育委員会規則第 8 号）に規定する夏季休業日等、必要に応じ、前項の放課後学級に追加して開設する放課後学級の名称、位置及び通級校区は次のとおりとし、通級校区は通学区域指定規則別表に定める通学区域とする。ただし、通級校区については、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

名 称	位 置	通 級 校 区
吉美第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市有岡町田坂 1 6 番地	吉美小学校 通学区域
吉美第 2 放課後児童健全育成学級		
西八田放課後児童健全育成学級	綾部市岡安町家ノ下 1 0 番地	西八田小学校 通学区域

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第45号

I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

I・Tビルの設置及び管理に関する条例（平成8年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第12条関係）

ビ ル 使 用 料

	1人当たり使用料（日額）
多目的スペース A・B	円 2,100

備考 期間を定めて使用する場合に限る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 6 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の 3 第 1 項中「第 1 0 号」を「第 1 1 号」に改める。

第 1 2 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 1 2 号において同じ。）をいう。」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、同項第 1 2 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 2 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(1 3) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(1 4) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(1 5) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 1 2 条の 2 第 1 項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、

第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 18 条の見出し中「充てん」を「充填」に改め、同条各号列記以外の部分中「充てん」を「充填」に改め、同条第 1 号、第 3 号、第 4 号ただし書、第 5 号及び第 6 号ただし書中「または」を「又は」に改め、同条第 9 号中「充てんまたは」を「充填又は」に改め、同号エ中「または」を「又は」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に、「または」を「又は」に改め、同条第 11 号中「または」を「又は」に改める。

第 45 条第 9 号中「または」を「又は」に改め、同条第 14 号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 13 号を第 14 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(措置期間)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の綾部市火災予防条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 4 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 1 号を次のように改める。

様式第 2 1 号

地方税法第 1 4 条の 1 8 の規定による告知書										
										年 月 日
様										綾部市長 印
<p>下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、地方税法第 1 4 条の 1 8 第 1 項の規定により、あなたから徴収する金額は下記のとおりです。</p>										
納 税 者 特別徴収 義 務 者		住（居）所 （所在地）								
		氏 名 （ 名 称 ）								
滞 納 金 額	年度	税目	期別	納期限	税額	加算 金額	延滞金額	督 促 手 数 料	滞 処 分 費	備 考
					円	円	円	円	円	
上記の金額のうち徴収しようとする金額					円					
譲 渡 担 保 財 産 (名称、数量、性質及び所在)										
備 考										
<p>1 延滞金は、納期限の翌日から納付（入）日までの期間に応じ、年 1 4 . 6 %（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7 . 3 %）の割合（平成 1 2 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 % の割合を加算した割合が年 7 . 3 % の割合に満たない場合には、その年中においては、年 7 . 3 % の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 % の割合を加算した割合とします。平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 % の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7 . 3 % の割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4 . 6 % の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7 . 3 % の割合を加算した割合とし、年 7 . 3 % の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 % の割合を超える場合には、年 7 . 3 % の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合です。</p> <p>2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差押えた有価証券、債権等の取立て並びに配当に関する費用で、この告知書作成日の日までのものです。</p> <p>3 この告知書の記載事項に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>										

様式第41号（裏）を次のように改める。

（裏）

1 納付場所

- ◎京都銀行
- ◎京都北都信用金庫
- ◎京都丹の国農業協同組合
- ◎近畿労働金庫
- ◎関西みらい銀行福知山支店
- ◎ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎綾部市役所（※閉庁日を除く毎週木曜日は午後7時まで納付できます。）
- ◎納付書裏面に記載のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ（※バーコードの印字がある納付書に限ります。）

2 ゆうちょ銀行・郵便局のご利用について

ゆうちょ銀行・郵便局で近畿2府4県を除く地域から納付される方は、ゆうちょ銀行払込取扱票又は現金書留若しくは簡易書留で税目、通知書番号を記載して納付してください。

3 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の計算により延滞金が加算されます。

延滞金 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 不服の申立て

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過する日と、地方税法第19条の4に規定する日とのいずれか早い日までに市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第44号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
投資信託等 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.15%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率

※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

- (③の寄附金額-2千円)×10%

(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合

ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額

- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合

アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5%

(市民税3%、府民税2%)

ア 人的控除額の差の合計額

イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)				
市民税	3/5	府民税	2/5	

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

- 下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第47号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
投資信託等 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.15%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額-2千円)×10%
(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	市民税	3/5	府民税	2/5
--	-----	-----	-----	-----

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

- 綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店
- 下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

- 下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第48号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%
証 券 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託 以 外	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
投資信託等 外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.15%	0.15%

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(AとBの合計額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %

※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度

- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%

※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は

(③の寄附金額-2千円)×10%
(注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額 (5万円未満の場合は、5万円) の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	市民税	3/5	府民税	2/5
---	-----	-----	-----	-----

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納付場所

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店
○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第51号を次のように改める。
様式第51号

(表)

通知書番号	
世帯識別	

様

年度

固定資産税

都市計画税納税通知書

年 月 日

年度 の固定資産税・都市計画税を
次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

綾部市長

◎ 税額決定の明細

区 分	面 積 (㎡)	課税標準額 (円)	税率	算 出 税 額 (円)
固定資産税	土 地		③ 1.5 100	固定資産税額 ①×③ ⑤
	家 屋			家屋軽減税額 ⑥
	償却資産			減免税額 ⑦
	合 計	①		A ⑤-⑥-⑦ (100円未満切捨て)
都市計画税	土 地		④ 0.1 100	都市計画税額 ②×④ ⑧
	家 屋			減免税額 ⑨
	合 計	②		B ⑧-⑨ (100円未満切捨て)
				年 税 額 (A+B)

◎ 各納期の納付額及び納期限

期 別	納 付 額 (円)	納 期 限
第 1 期		年 月 日
第 2 期		年 月 日
第 3 期		年 月 日
第 4 期		年 月 日

◎ 納付方法及び口座情報

納付方法	
------	--

備考	
----	--

年度 固定資産税・都市計画税課税明細書

		通知書番号	世帯識別	枚中 枚目	
納税義務者	様				
登記名義人	様				
資産区分	所 在 地 宅 地 区 分 ・ 家 屋 番 号			地目 (登記/課税) ・ 家屋構造	
	評価地積又は床面積 (㎡)	前年度固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税相当額 (円)	家屋軽減適用内容
	評価額 (円)	前年度都市計画税課税標準額 (円)	都市計画税課税標準額 (円)	都市計画税相当額 (円)	家屋軽減税額 (円)
					備 考
土地計	固定資産税				
	都市計画税				
家屋計	固定資産税				
	都市計画税				

納税通知書の税額は、全資産を合算し端数処理の後算出していますのでこの明細書の税相当額の合計とは一致しません。

規 則

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠 地方税法及び綾部市市税条例の規定により、本市に所在する固定資産に対して固定資産税が課税されます。また、地方税法及び綾部市市税条例により本市の用途地域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税が課税されます。

2. 納税義務者 年1月1日現在の固定資産の所有者です。

3. 税 率 固定資産税 課税標準額×1.5% 都市計画税 課税標準額×0.1%

期 別	納 期					
第1期分	年	月	日から	年	月	日まで
第2期分	年	月	日から	年	月	日まで
第3期分	年	月	日から	年	月	日まで
第4期分	年	月	日から	年	月	日まで

口座振替日は納期限となります。(全期前納分は第1期と同じ。)

なお、納期限が休日その他政令で定める日のときは、その翌日が納期限となります。

5. 延滞金・督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料…督促状1通につき100円

6. 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。

7. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項（固定資産の価格以外）に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この処分については、前記の審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起することができます。

8. 納付場所

京都銀行／京都北都信用金庫／京都丹の国農業協同組合／近畿労働金庫／関西みらい銀行福知山支店／近畿2府4

県のゆうちょ銀行・郵便局（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）／綾部市役所

次のコンビニエンスストア全国各店舗（50音順）

次のスマートフォンアプリ（50音順）

9. ゆうちょ銀行のご利用について

ゆうちょ銀行で近畿2府4県を除く地域から納付される方は、専用用紙（ゆうちょ銀行払込取扱票）で納付してください。

10. お問い合わせ先等 綾部市 部 課 担当 電話

(注) ○ 住所、氏名（名称）等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。

○ 領収書は5年間保存してください。

○ この通知書では納付できません。

様式第52号を次のように改める。

様式第52号

(表)

通知書番号	
世帯識別	
賦課年度	年度

様

固 定 資 産 税
 年度 賦課額変更（決定）通知書
 都 市 計 画 税

あなた様の固定資産税・都市計画税を次のとおり変更（決定）しましたのでお知らせいたします。

年 月 日

綾部市長



1 税額変更（決定）の明細

納税義務者

様

区 分	面 積 及 び 課 税 標 準 額				
	土地	家屋	償却資産	合計①	
固定資産税	変更前	m ² 円	m ² 円	円	円
	変更後 (決定)	m ² 円	m ² 円	円	円
	増 減	m ² 円	m ² 円	円	円
都市計画税	変更前	m ² 円	m ² 円		円
	変更後 (決定)	m ² 円	m ² 円		円
	増 減	m ² 円	m ² 円		円
区 分	税率 ②	算出税額 ③ (①×②)	減額要因④		差引税額 ③-④
			軽減/減免税額	都市計画減税額	
固定資産税	変更前		円	円	円
	変更後 (決定)	1.5 100	円	円	円
	増 減		円	円	円
都市計画税	変更前		円	円	円
	変更後 (決定)	0.1 100	円	円	円
	増 減		円	円	円

2 変更（決定）後の納付額及び納期

期 別	年税額	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
変 更 前	円	円	円	円	円
変 更 後 (決 定)	円	円	円	円	円
増 減	円	円	円	円	円
納 期 限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

3 変更（決定）理由

(裏)

審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において綾部市を代表する者は綾部市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

審査申出（価格）

固定資産税課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、地方税法第432条第1項の規定により、通知書を受け取った日後3か月以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この処分については、前記の審査の申出に対する固定資産評価委員会の決定に対してのみ、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起することができます。

様式第60号(裏)を次のように改める。

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の軽自動車税(種別割)の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠

この税金は、地方税法及び綾部市市税条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に対し、別表により 年4月1日の所有者に課せられます。

2. 申 告

廃車・購入又は機械・所有者の変更等があったときは、市税条例の規定による申告をしてください。

3. 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金……納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料…督促状(納付書)1通につき100円

4. 滞 納 処 分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第463条の27第1項第1号)

5. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

6. 減 免

障害者手帳等の交付を受けている方は、減免になる場合がありますので、納期限(年 月 日)までに申請してください。

※軽自動車税(種別割)の減免を受けている方が普通自動車に乗り換えられた場合、同一年度内に自動車税種別割の減免を受けることはできませんので、ご注意ください。

7. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名(名称)等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

(別表)

◆原動機付自転車及び二輪車等の税率 ◆三輪及び四輪の軽自動車の税率

◆三輪及び四輪の軽自動車の軽減税率

様式第67号を次のように改める。

様式第67号

鉦産税更正（決定）通知書				
第 号	様 綾部市長 印			
年 月分				
申告提出期限				
年 月分				
申告提出年月日				
年 月分				
地方税法第533条及び第536条（第537条）の規定により下記のとおり更正（決定）しましたので納期限までに納めてください。				
	課税標準	税率	税額	
更正（決定）による課税標準等 a	円		円	
既に納付の確定した鉦産税額 b				
この通知書により納付すべき鉦産税 a - b				
		基礎となる鉦産税額	課率	加算金額
更正（決定）による加算金額	過少申告 不申告重 加算金額 c			
	法第536条第3項 の規定による減額分 d			
	差引納付額 c - d e			
納期限	年 月 日	納付場所		
<p>上記金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

様式第69号を次のように改める。

様式第69号

入湯税更正（決定）通知書				
年 月 分				年 月 日
申告書提出期限	様			
年 月 日				
申告書提出期限				綾部市長 印
年 月 日				
地方税法第701条の9、第701条の12又は第701条の13の規定により、下記のとおり更正（決定）しましたので納期限までに納めてください。				
	課 税 標 準	税 率	税 額	
更正（決定）による課税標準額等 a	円		円	
既に納入の確定した入湯税額 b				
この通知書により納入すべき入湯税額 a - b				
		基礎となる入湯税額	課率	加算金額
更正（決定）による加算金額	過 少 申 告 重 加算金額 c			
	法第701条の12第3項の規定による減額分 d			
	差引納入金額 c - d			
納期限	年 月 日	納入場所		
<p>上記金額のほか、申告納付すべきであった納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 5 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成 1 0 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表に次のように加える。

西八田放課後児童健全育成学級	3 5 人
----------------	-------

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に規定する夏季休業日を短縮したとき。
 - (2) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 入級の申請その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

I・Tビルの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月23日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第46号

I・Tビルの管理及び運営規則の一部を改正する規則

I・Tビルの管理及び運営規則（平成8年綾部市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

「

使用の場所 (該当する場所 を○で囲む)	多目的ホール	A	B	A+B	多目的スペース
	研修室	A	B	C	D
	会議室				
	コミュニティールーム				

を

」

「

使用の場所 (該当する場所 を○で囲む)	多目的ホール	A	B	A+B	多目的スペース	A	B
	研修室	A	B	C	D		
	会議室						
	コミュニティールーム						

に

」

改める。

附 則

この規則は、I・Tビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年綾部市条例第45号）の施行の日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 8 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 2 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第183号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年12月2日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0846-13005	昭和44年 6月11日
令和 2年 4月 1日	綾0901-72014	昭和40年 5月 6日
令和 2年 4月 1日	綾0903-13089	平成 3年 3月14日
令和 2年 4月 1日	綾0911-61014	昭和47年 7月12日
令和 2年 4月 1日	綾1013-23002	昭和59年 9月12日
令和 2年 7月 1日	綾1106-65001	昭和30年10月19日

綾部市告示第 1 8 4 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 2 年 1 2 月 1 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 0 3 8	吉美前大塚線	青野町大塚 4 3 番 4 青野町大塚 1 0 2 番 2	27.983	前	最大 4.818 最小 3.933
				後	最大 6.036 最小 6.010

綾部市告示第 1 8 5 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 1 2 月 4 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 2 年 1 2 月 1 8 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 0 3 8	吉美前大塚線	青野町大塚 4 3 番 4	青野町大塚 1 0 2 番 2

綾部市告示第186号

地縁による団体「八代自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和2年12月11日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者を 綾部市故屋岡町仲道27番地の1 諏訪 實 幸 に変更する
- 2 変更の年月日
令和2年4月1日
- 3 変更の理由
任期満了による交代

綾部市告示第187号

綾部市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和2年綾部市告示第136号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

綾部市長 山崎善也

第3条第2項に次の1号を加える。

(3) 基本給付(再支給分) 既に本市から基本給付の支給を受けている又は本市に対して基本給付の支給を申請している者(以下「基本給付受給者」という。)に対して、第1号の額を支給する。

第4条第3項中「令和2年8月14日までに前項の届出がないときは」を「第1項の支給の申込み後」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

第5条第2号中「様式第2号」の次に「。以下「支給口座登録等届出書」という。」を加える。

第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条第1項中「第8条」を「第12条」に、「及び第9条第1項」を「、第9条第1項及び第13条第1項」に改め、「当該基本給付申請者」の次に「、再支給分申請者」を加え、同条第2項中「第4条第3項」の次に「及び第10条第3項」を、「児童扶養手当」の次に「又は給付金」を加え、同条第3項中「第11条」を「第15条」に、「令和3年2月28日」を「令和3年3月31日」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条の見出し中「基本給付申請者」の次に「、再支給分申請者」を加え、同条中「又は第9条第1項」を「、第9条第1項又は第13条第1項」に改め、「当該基本給付申請者」の次に「、再支給分申請者」を加え、「又は第9条第2項」を「、第9条第2項又は第13条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

なお、第7条第1項に基づく申請において、基本給付(再支給分)の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付(再支給分)の支給額を合算した額を支給する。

第11条を第15条とする。

第10条中「第7条第1項」の次に「、第9条第1項」を加え、同条を第14条とする。

第9条第1項中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

(令和2年12月11日以降の基本給付申請者に対する基本給付(再支給分)に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 令和2年12月11日以降の基本給付申請者に対する基本給付(再支給分)に係

る申請受付開始日は、令和2年12月22日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

(令和2年12月11日以降の基本給付申請者に対する基本給付(再支給分)に係る申請)

第9条 令和2年12月11日以降の基本給付申請者に対する基本給付(再支給分)の支給を受けようとする者(以下「再支給分申請者」という。)は、基本給付申請書により申請を行わなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、再支給分申請者による申請及びこれに基づく市長による支給について準用する。この場合において、同項中「基本給付申請者」とあるのは、「再支給分申請者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

(令和2年12月11日時点の基本給付受給者等に対する基本給付(再支給分)の支給の申込み等)

第10条 市長は、令和2年12月11日時点の基本給付受給者及び令和2年12月11日以降に児童扶養手当受給者に対する基本給付を受給した者(以下「再支給分対象者」という。)に対して基本給付(再支給分)を支給する場合には、当該基本給付受給者に対して支給の申込みを行う。

- 2 前項の申込みを受けた者は、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出はひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))受給拒否の届出書(様式第8号)により行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、再支給分対象者に対し、基本給付(再支給分)を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

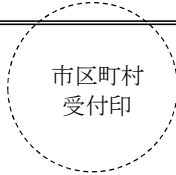
(基本給付(再支給分)の支給の方式)

第11条 基本給付受給者に対する市長による基本給付(再支給分)の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 給付金支給口座振込方式 給付金振込時における指定口座に振り込む方式
 - (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、給付金受給者が市に前号の指定口座の変更をひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書により届け出、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、基本給付を受けた際の住所地の市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 様式第2号から様式第3号(その2)までを次のように改める。

ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

ひとり親世帯臨時特別給付金支給市区町村
綾部市長様



1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
①		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。			証 書 番 号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。			

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当又はひとり親世帯臨時特別給付金を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義 (フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
 ※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』。(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村
綾部市長様

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))の受給を希望される方はチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))についても受給を希望します。

1. 申請・請求者

			記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所				
⑨		年 月 日	電話 ()				
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況				
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない				

*記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和2年5月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童又は令和2年6月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
- ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例) 対象児童数3人の場合 : 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
- ※ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。
(例) 対象児童数3人の場合 : 50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円

5. 児童扶養手当の支給要件(令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

- ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
- ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1普通 2当座		

- ※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
- ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書（請求書） 【基本給付】』（本書）

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください（既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。）。（「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。）

『簡易な収入（所得）額の申立書』（別紙様式第4号）

※ 申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村
綾部市長様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))の受給を希望される方はチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))についても受給を希望します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
(印)		年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない	

*記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
- ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円
- ※ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望する場合の申請額・請求額は、上記で算出した額に対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。
(例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) + 50,000円 + (30,000円 × 2人) = 220,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

- ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
- ※ 「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

- ※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
- ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金のり又は給付金の返還に必要とするため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、住民税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書（請求書） 【基本給付】』（本書）

※必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※戸籍謄本又は抄本をご用意ください（既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。）。（「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、**障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類**を添付してください。）

『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（別紙様式第6号）

※申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第 8 号中「（第 9 条関係）」を「（第 13 条関係）」に、「令和 3 年 2 月 28 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同様式を様式第 9 号とし、様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第8号(第10条関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分)) 受給拒否の届出書

市区町村
受付印

綾部市長様

- 1, 私は、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付(再支給分))」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

附 則

この告示は、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第188号

綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月23日

綾部市長 山崎善也

綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農業者が、新型コロナウイルス感染症の影響や今後起こり得る自然災害等による農業収入の減少に備えるために農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。）に規定する収入保険（以下「収入保険」という。）に加入する場合に、予算の範囲内において綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している農業者（個人及び法人）
- (2) 令和3年2月末日現在、収入保険に加入している者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、要領第1章第8節第1の(3)に規定する被保険者負担保険料（以下「被保険者負担保険料」という。）とする。

2 補助対象経費は、要領第2章第2節第1の規定により、加入者が令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支払った被保険者負担保険料の総額とする。ただし、同節第1に規定する差額の返還を受けた場合は、当該差額を差し引くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象経費は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発生した被保険者負担保険料のうち1保険期間相当分を上限とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年3月31日までに綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年12月23日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
氏 名 ㊟

綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付申請書兼請求書

綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付について申請及び請求します。

記

1 交付申請（請求）額 _____ 円
（支払済保険料）

令和2年4月	円	令和2年9月	円	令和3年2月	円
5月	円	10月	円	3月	円
6月	円	11月	円		
7月	円	12月	円	返還額	円
8月	円	令和3年1月	円	合 計	円

2 補助金の振込先

金融機関名		支 店 名					
預 金 種 別	普通・当座・その他	口 座 番 号 (左 詰 め)					
フリガナ							
口座名義							

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

3 添付書類

- ・ 加入承諾書兼保険料及び積立金通知書の写し
- ・ 保険料及び積立金変更通知書又は保険料及び積立金決定通知書の写し（加入承諾書兼保険料及び積立金通知書の内容に変更がある場合）
- ・ 保険証書の写し
- ・ 保険料の支払（補助対象経費に係るものに限る。）が確認できる書類等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市農業者収入保険制度支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、令和2年12月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年12月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 令和2年度綾部市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和2年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和2年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和2年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和2年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和2年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和2年度綾部市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 令和2年度綾部市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和2年度綾部市病院事業会計補正予算（第3号）
- 10 令和2年度綾部市一般会計補正予算（第9号）

（以下掲示済）

綾部市告示第190号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、令和2年9月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

令和2年12月23日

綾部市長 山崎善也

令和2年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 令和2年4月1日に簡易水道事業が上水道事業に統合されたことにより、上水道事業は昨年度より規模が大きくなっています。
- (2) 業務量について、給水戸数は15,147戸で、前年同期に比べ2,208戸増加しました。
総給水量は1,692,549立方メートルで、前年同期に比べ188,463立方メートル、12.5パーセント増加しました。令和2年度の総給水予定量3,378,000立方メートルに対する執行率は、50.1パーセントとなっています。
- (3) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額518,882千円（予算額1,088,034千円）で執行率47.7パーセント、支出では、執行額446,445千円（予算額1,072,107千円）で執行率41.6パーセント、収支差額は、72,437千円となっています。
- (4) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額43,808千円（予算額233,502千円）で執行率18.8パーセント、支出では、執行額186,721千円（予算額759,497千円）で執行率24.6パーセントとなっています。
- (5) 建設改良工事の発注額は、159,368千円（予算額376,963千円）、発注率は42.3パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R2. 9. 30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	12,914	15,215	15,147	99.6	
総給水量 (立方メートル)	3,177,884	3,378,000	1,692,549	50.1	
1日平均給水量 (立方メートル)	8,683	9,255	9,249	99.9	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
事業収益	864,833	1,088,034	518,882	47.7	
営業収益	770,320	850,333	419,972	49.4	
給水収益	746,735	827,506	408,270	49.3	水道使用料
手数料収益	2,046	2,128	1,312	61.7	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	20,492	20,699	10,350	50.0	
その他営業収益	1,047	0	40	皆増	水売却代金
営業外収益	76,358	227,335	94,658	41.6	
受託工事収益	12,206	16,000	0	0.0	
受取利息	586	740	362	48.9	定期預金利息
他会計補助金	0	67,870	33,935	50.0	一般会計補助金 (統合簡水利子)
補助金	0	21,313	0	0.0	
長期前受金戻入	62,935	119,594	59,797	50.0	
雑収益	631	1,818	564	31.0	
特別利益	18,155	10,366	4,252	41.0	
固定資産売却益	1,093	0	0	-	
その他	17,062	10,366	4,252	41.0	特別損失に対する他会計補助金
支出					
事業費用	712,071	1,072,107	446,445	41.6	
営業費用	620,429	912,478	379,322	41.6	
浄水費	96,850	178,172	69,863	39.2	
給配水費	90,156	135,236	29,288	21.7	
業務費	33,937	44,629	10,934	24.5	
総係費	45,844	70,218	28,488	40.6	
減価償却費	350,642	481,223	239,249	49.7	
資産減耗費	3,000	3,000	1,500	50.0	固定資産除却費
営業外費用	91,642	146,563	62,871	42.9	
受託工事費	9,413	16,000	0	0.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	47,019	79,999	40,570	50.7	企業債利子償還金
消費税及び地方消費税	34,659	42,044	21,022	50.0	
雑支出	551	8,520	1,279	15.0	
特別損失	0	10,366	4,252	41.0	
その他	0	10,366	4,252	41.0	簡易水道事業分賞与引当金繰入額、消費税納付額
予備費	0	2,700	0	0.0	
収支差額	152,762	15,927	72,437		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
資本的収入	18,662	233,502	43,808	18.8	
出資金	0	67,975	33,988	50.0	一般会計出資金 (統合簡水元金)
固定資産売却代金	848	0	0	-	
加入金	15,913	12,325	9,820	79.7	
他会計負担金	1,901	153,202	0	0.0	
支出					
資本的支出	304,062	759,497	186,721	24.6	
建設改良費	124,950	447,282	31,450	7.0	
浄水施設改良費	0	23,394	0	0.0	
配水施設改良費	71,033	346,830	14,272	4.1	
配水施設改良費 (繰越)	52,640	69,050	15,933	23.1	
固定資産購入費	1,277	8,008	1,245	15.5	
企業債償還金	179,112	312,215	155,271	49.7	企業債元金償還金
収支差額	△ 285,400	△ 525,995	△ 142,913		内部留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数(戸)	12,939	15,147	2,208	17.1	
総給水量(立方メートル)	1,504,086	1,692,549	188,463	12.5	
1日平均給水量(立方メートル)	8,219	9,249	1,030	12.5	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	水道使用料	360,724	408,270	47,546	13.2
	手数料収益	1,089	1,312	223	20.5
	他会計負担金	9,803	10,350	547	5.6
	その他営業収益	974	40	△ 934	△ 95.9
	合計	372,590	419,972	47,382	12.7

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	浄水費	37,352	69,863	32,511	87.0
	給配水費	32,691	29,288	△ 3,403	△ 10.4
	業務費	13,670	10,934	△ 2,736	△ 20.0
	総係費	19,096	28,488	9,392	49.2
	減価償却費	175,321	239,249	63,928	36.5
	資産減耗費	1,500	1,500	0	0.0
	合計	279,630	379,322	99,692	35.7

(4) 建設改良費の状況 (R2.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
浄水施設改良費	23,394	13,331	△ 10,063	57.0	新第一浄水場場外管路舗装復旧工事
配水施設改良費	303,217	97,516	△ 205,701	32.2	配水管布設替など
配水施設改良費(繰越)	50,352	48,521	△ 1,831	96.4	配水管布設替など
合計	376,963	159,368	△ 217,595	42.3	

※工事請負費のみ

令和2年度

綾部市下水道事業会計上期業務報告書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、水洗化戸数は10,865戸で、前年同期に比べ341戸増加しました。総排水量は1,218千立方メートルで、前年同期に比べ39千立方メートル、3.3パーセント増加しました。令和2年度の総排水予定量は2,380千立方メートルに対する執行率は、51.2パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額1,188,236千円（予算額1,731,335千円）で執行率68.6パーセント、支出では、執行額772,495千円（予算額1,846,076千円）で執行率41.8パーセント、収支差額は、415,741千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額266,059千円（予算額1,629,773千円）で執行率16.3パーセント、支出では、執行額581,142千円（予算額1,926,175千円）で執行率30.2パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、387,285千円（予算額621,365千円）、発注率は62.3パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R2.9.30現在	比較 (%)	備考
水洗化戸数 (戸)	10,973	10,706	10,865	101.5	
年間総排水量 (千立方メートル)	2,388	2,380	1,218	51.2	
1日平均排水量 (立方メートル)	6,525	6,520	6,658	102.1	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
事業収益	1,826,838	1,731,335	1,188,236	68.6	
営業収益	431,290	483,053	217,213	45.0	
使用料収入	420,183	469,249	216,015	46.0	下水道使用料
他会計負担金	7,744	11,998	0	0.0	
その他営業収益	3,363	1,806	1,198	66.3	確認申請審査手数料など
営業外収益	1,395,548	1,248,282	971,023	77.8	
受取利息及び配当金	0	3	0	0.0	定期預金利息
他会計補助金	758,161	748,009	706,064	94.4	一般会計補助金
補助金	5,217	3,624	0	0.0	
加入金及び負担金	40,319	4,718	26,990	572.1	
消費税及び地方消費税還付金	30,902	2	0	0.0	
長期前受金戻入	513,788	473,169	236,585	50.0	
雑収益	47,161	59	1,384	2,345.8	
雑収益 (繰越)	0	18,698	0	0.0	
支出					
事業費用	1,851,643	1,846,076	772,495	41.8	
営業費用	1,618,052	1,604,480	665,064	41.5	
管渠費	56,652	54,284	16,905	31.1	
処理場費	344,187	371,348	137,084	36.9	
浄化槽費	213,591	223,176	57,936	26.0	
雨水事業費	4,903	8,763	1,319	15.1	
総係費	83,073	77,657	17,194	22.1	
減価償却費	915,055	869,252	434,626	50.0	
資産減耗費	591	0	0	—	
営業外費用	226,100	238,596	107,431	45.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	224,713	218,098	106,130	48.7	
雑支出	1,387	1,800	1,301	72.3	
雑支出 (繰越)	0	18,698	0	0.0	
特別損失	7,491	0	0	—	
その他特別損失	7,491	0	0	—	
予備費	0	3,000	0	0.0	
収支差額	△ 24,805	△ 114,741	415,741		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
資本的収入	1,138,350	1,629,773	266,059	16.3	
企業債	481,100	754,300	0	0.0	
企業債 (繰越)	198,600	227,600	0	0.0	
他会計出資金	105,119	157,919	110,000	69.7	
他会計補助金	114,665	108,379	83,936	77.4	
国庫補助金	58,185	161,186	0	0.0	
国庫補助金 (繰越)	73,149	112,654	0	0.0	
分担金及び負担金	23,073	39,247	3,635	9.3	
基金繰入金	56,619	68,488	68,488	100.0	
他会計負担金	27,840	0	0	—	
支出					
資本的支出	1,495,886	1,926,175	581,142	30.2	
建設改良費	615,160	1,043,555	146,175	14.0	
下水道施設整備費	284,304	598,530	19,448	3.2	
下水道施設整備費 (繰越)	223,302	306,314	77,727	25.4	
雨水処理費	21,236	89,711	0	0.0	
雨水処理費 (繰越)	86,099	49,000	49,000	100.0	
固定資産購入費	219	0	0	—	
企業債償還金	834,932	874,750	434,967	49.7	企業債元金償還金
基金積立金	45,794	7,870	0	0.0	
収支差額	△ 357,536	△ 296,402	△ 315,083		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
水洗化戸数(戸)	10,524	10,865	341	3.2	
年間総排水量(千立方メートル)	1,179	1,218	39	3.3	
1日平均排水量(立方メートル)	6,442	6,658	216	3.4	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	使用料収入	206,455	216,015	9,560	4.6
	他会計負担金	0	0	0	—
	その他営業収益	1,586	1,198	△ 388	△ 24.5
	合計	208,041	217,213	9,172	4.4

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	管渠費	17,920	16,905	△ 1,015	△ 5.7
	処理場費	134,678	137,084	2,406	1.8
	浄化槽費	58,076	57,936	△ 140	△ 0.2
	雨水事業費	1,463	1,319	△ 144	△ 9.8
	総係費	16,372	17,194	822	5.0
	減価償却費	471,154	434,626	△ 36,528	△ 7.8
	合計	699,663	665,064	△ 34,599	△ 4.9

(4) 建設改良費の状況 (R2.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
下水道施設整備費	340,851	113,449	△ 227,402	33.3	
下水道施設整備費(繰越)	280,514	273,836	△ 6,678	97.6	
合計	621,365	387,285	△ 234,080	62.3	

※工事請負費のみ

令和2年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は26,760人で、前年同期に比べ6,217人、18.9パーセント減少しました。一日平均患者数は146.2人で、前年同期に比べ34.0人、18.9パーセント減少しました。外来患者数は62,923人で、前年同期に比べ10,860人、14.7パーセント減少しました。一日平均患者数は520.0人で、前年同期に比べ84.8人、14.0パーセント減少しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,001,397千円（予算額6,723,640千円）で執行率44.6パーセント、支出では、執行額3,256,856千円（予算額6,778,174千円）で執行率48.0パーセント、収支差額は、△255,459千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額17,300千円（予算額317,950千円）で執行率5.4パーセント、支出では、執行額89,287千円（予算額1,005,050千円）で執行率8.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、19,520千円（予算額845,107千円）、発注率は2.3パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区分		前年度	予定量	R 2. 9. 3 0現在	比較(%)	備考
年間患者数	入院	65,377	65,335	26,760	41.0	
	外来	143,583	145,200	62,923	43.3	
一日平均患者数	入院	178.6	179.0	146.2	81.7	
	外来	595.8	600.0	520.0	86.7	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考
病院事業収益	6,708,677	6,723,640	3,001,397	44.6	
医業収益	6,498,397	6,455,808	2,899,724	44.9	
入院収益	3,189,636	3,181,814	1,376,177	43.3	
外来収益	3,059,333	3,020,160	1,423,368	47.1	
その他医業収益	249,428	253,834	100,179	39.5	室料差額、医療相談、文書料など
うち一般会計負担金	46,673	46,621	23,310	50.0	
医業外収益	147,317	148,577	75,505	50.8	
受取利息及びび配当金	1,789	1,057	814	77.0	定期預金利息、有価証券利息
補助金	14,850	20,718	11,514	55.6	地域医療確保研修・研究事業費補助金など
他会計負担金	76,442	75,874	37,937	50.0	一般会計負担金(企業債利息など)
長期前受金戻入	36,756	36,006	18,003	50.0	
その他医業外収益	17,480	14,922	7,237	48.5	宿舍貸与料など
訪問看護事業収益	55,572	55,955	25,950	46.4	
訪問看護事業収益	47,686	48,086	22,904	47.6	
居宅介護支援事業収益	7,886	7,869	3,046	38.7	
特別利益	7,391	63,300	218	0.3	
その他特別利益	7,391	63,300	218	0.3	有価証券売却益、貸倒引当金戻入益
病院事業費用	6,706,737	6,778,174	3,256,856	48.0	
医業費用	6,541,452	6,583,702	3,173,690	48.2	
給与費	16,933	17,686	7,644	43.2	職員給料、手当、法定福利費など
経費	6,159,774	6,211,005	2,981,302	48.0	
うち交付金	6,116,694	6,164,921	2,958,260	48.0	公社管理運営、病院診療
減価償却費	355,197	354,911	177,456	50.0	建物、器械備品など
資産減耗費	9,548	100	7,288	7,288.0	固定資産除却
医業外費用	80,271	74,137	38,094	51.4	
支払利息及び企業債取扱諸費	35,350	32,216	16,505	51.2	企業債利息償還金
長期前払消費税償却	27,233	25,415	12,708	50.0	
消費税及び地方消費税	17,688	16,506	8,881	53.8	
訪問看護事業費用	54,727	56,035	27,411	48.9	
訪問看護事業等交付金	54,727	56,035	27,411	48.9	公社管理運営、病院診療(訪問看護事業分)
特別損失	30,287	63,300	17,661	27.9	
過年度損益修正損	21,203	1,000	15,551	1,555.1	過年度収益の減
その他特別損失	9,084	62,300	2,110	3.4	公社貸付資金免除(奨学金)
予備費	0	1,000	0	0.0	
収支差額	1,940	△ 54,534	△ 255,459		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率(%)	備考
資本的収入	81,327	317,950	17,300	5.4	
企業債	0	212,700	0	0.0	病院事業債
出資金	26,885	27,505	13,752	50.0	一般会計出資金(企業債元金)
投資償還収入	6,225	935	468	50.1	
府補助金	48,217	76,810	3,080	4.0	
資本的支出	388,815	1,005,050	89,287	8.9	
建設改良費	244,347	845,107	19,520	2.3	
病院建設整備費	244,347	845,107	19,520	2.3	医療機器、空調設備改修工事など
企業債償還金	130,863	133,999	66,602	49.7	企業債元金償還金
投資	13,605	25,944	3,165	12.2	公社貸付資金(奨学金)
収支差額	△ 307,488	△ 687,100	△ 71,987		内部留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区	分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4~9月(人)	32,977	26,760	△ 6,217	△ 18.9	
	診療日数(日)	183	183	0	0.0	
	1日当たり(人)	180.2	146.2	△ 34.0	△ 18.9	
外来	4~9月(人)	73,783	62,923	△ 10,860	△ 14.7	
	診療日数(日)	122	121	△ 1	△ 0.8	
	1日当たり(人)	604.8	520.0	△ 84.8	△ 14.0	

(2) 医業収益

(税込)

区	分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	入院収益(千円)	1,589,929	1,376,177	△ 213,752	△ 13.4	
	診療単価(円)	48,213	51,427	3,214	6.7	
	外来収益(千円)	1,537,016	1,423,368	△ 113,648	△ 7.4	
	診療単価(円)	20,832	22,621	1,789	8.6	
	その他医業収益(千円)	119,278	100,179	△ 19,099	△ 16.0	
	合計	3,246,223	2,899,724	△ 346,499	△ 10.7	

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区	分	令和元年度	令和2年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	給与費	7,244	7,644	400	5.5	
	経費	3,107,027	2,981,302	△ 125,725	△ 4.0	
	減価償却費	184,597	177,456	△ 7,141	△ 3.9	
	資産減耗費	4,429	7,288	2,859	64.6	
	合計	3,303,297	3,173,690	△ 129,607	△ 3.9	

(4) 建設改良費の状況 (R2.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区	分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
	病院建設整備費	845,107	19,520	△ 825,587	2.3	医療機器など
	合計	845,107	19,520	△ 825,587	2.3	

綾部市告示第1号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年1月4日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0409-11005	昭和29年 4月 1日
令和 2年 4月 1日	綾0827-14002	昭和44年 3月13日
令和 2年 4月 1日	綾0830-61014	昭和23年 2月 5日
令和 2年 4月 1日	綾1206-23004	昭和41年 6月 6日

綾部市公告第 1 5 3 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（2－4）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（2－4）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 2 年 1 2 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 1 0 9 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（2－4）工事
公共下水道関連配水管布設替（2－4）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は河川区域内及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 3 8 8 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 3 0 2 m
マンホール設置工 N = 3 1 基
汚水枳及び取付管工 N = 5 5 箇所
付帯工 一式
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 5 5 6 m
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 5 3 m
消火栓設置工 N = 2 基
給水戸数 N = 3 8 戸
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 3 年 1 月 1 3 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで（7 8 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が850点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
 - ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予

定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和2年12月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は4,300円です。

（2）入札参加申請書の受付

①期間 令和2年12月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年12月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（1）入札通知書及び非指名通知書については、令和2年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月17日（木）から

令和2年12月18日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月21日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いま

せん。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和2年12月25日(金)午前9時から午後6時まで
令和2年12月28日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年1月5日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

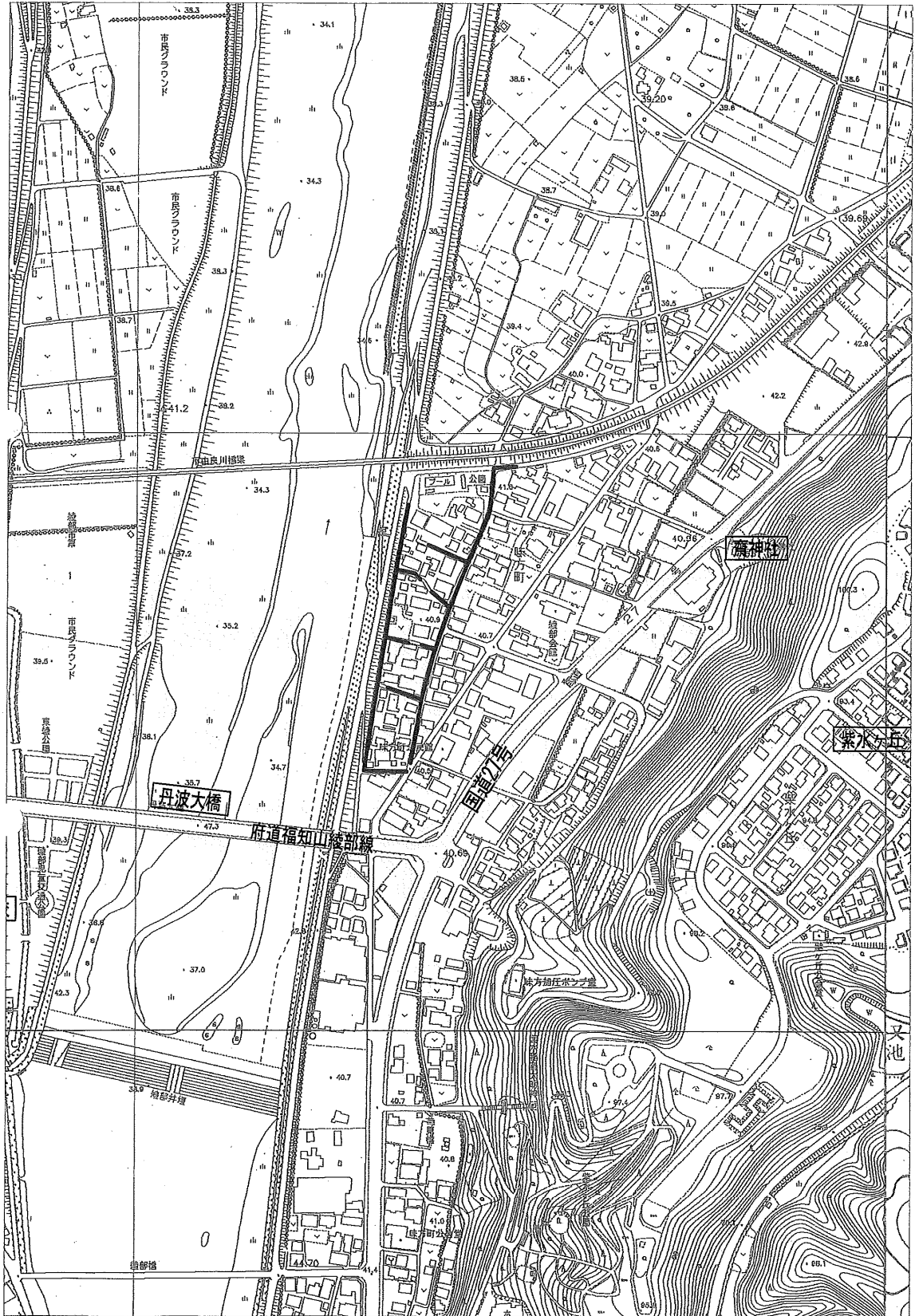
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

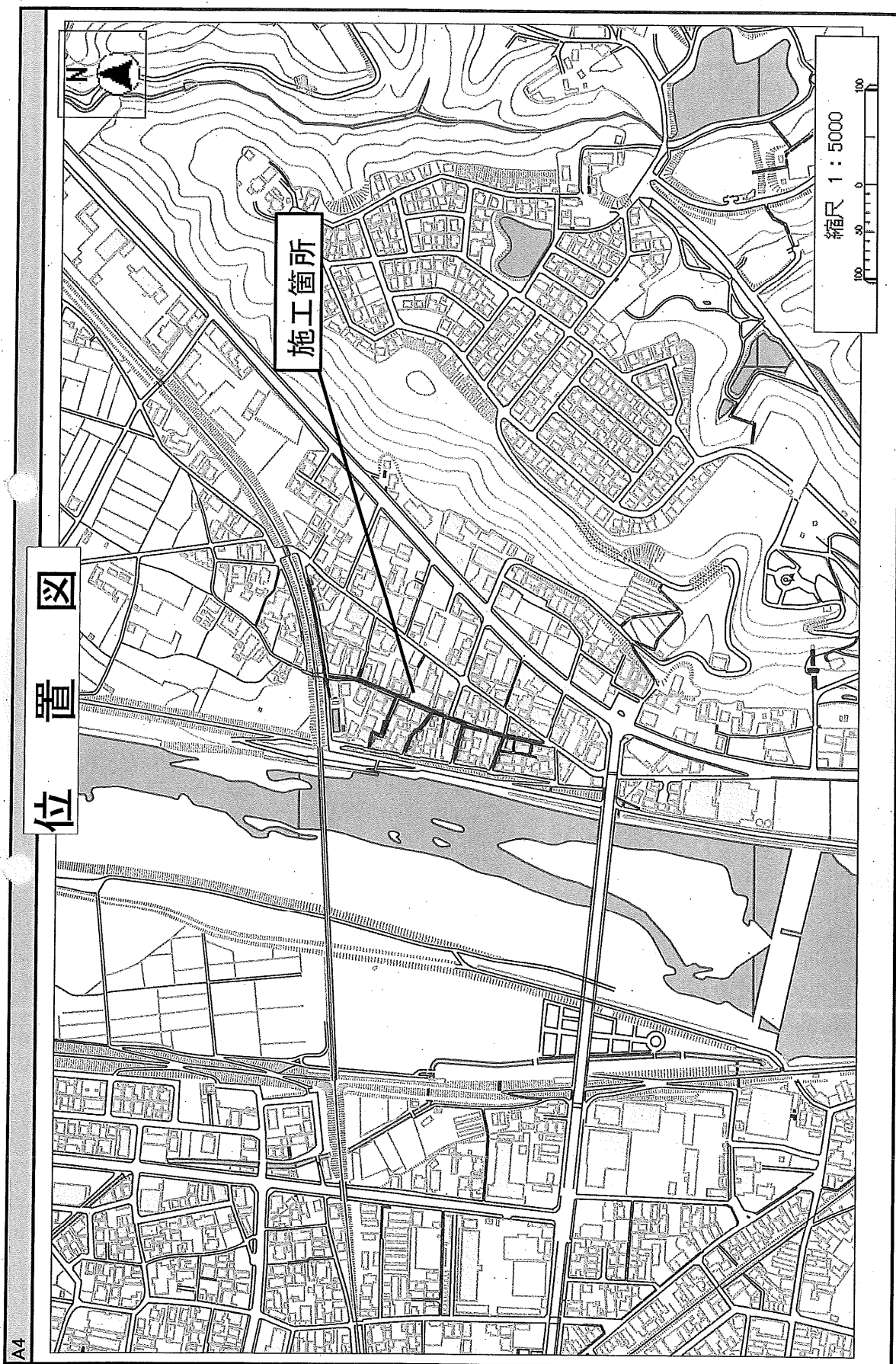
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位 置 図



公共下水道管渠築造(2-4)工事



位置圖

A4

綾部市公告第154号

ICT推進事業費（中学校）、中学校GIGAスクール構想電気通信工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年12月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第502 112号 |
| (2) 工 事 名 | 中学校GIGAスクール構想電気通信工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 綾部中学校 LAN配線 L=200m
充電保管庫設置 18台
豊里中学校 LAN配線 L=100m
充電保管庫設置 3台
何北中学校 LAN配線 L=80m
充電保管庫設置 2台
八田中学校 LAN配線 L=100m
充電保管庫設置 2台 |
| (5) 予定工期 | 令和3年1月13日から
令和3年3月31日まで（78日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気通信工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気通信工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年12月7日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は230円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年12月10日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年12月11日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月17日（木）から

令和2年12月18日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年12月21日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年12月25日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年12月28日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出12月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年1月5日（火）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

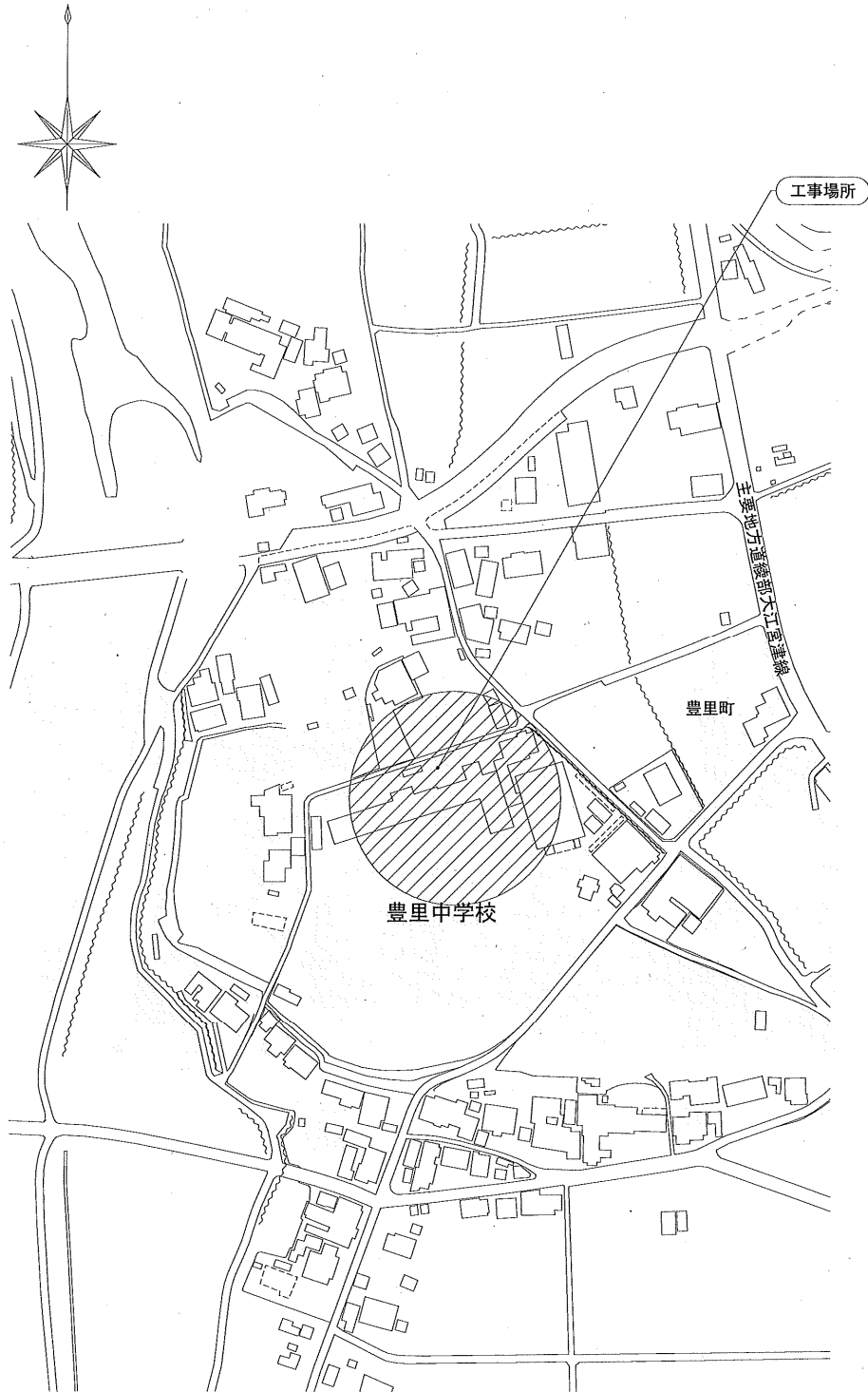
2) 主任技術者

- 1 電気通信工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

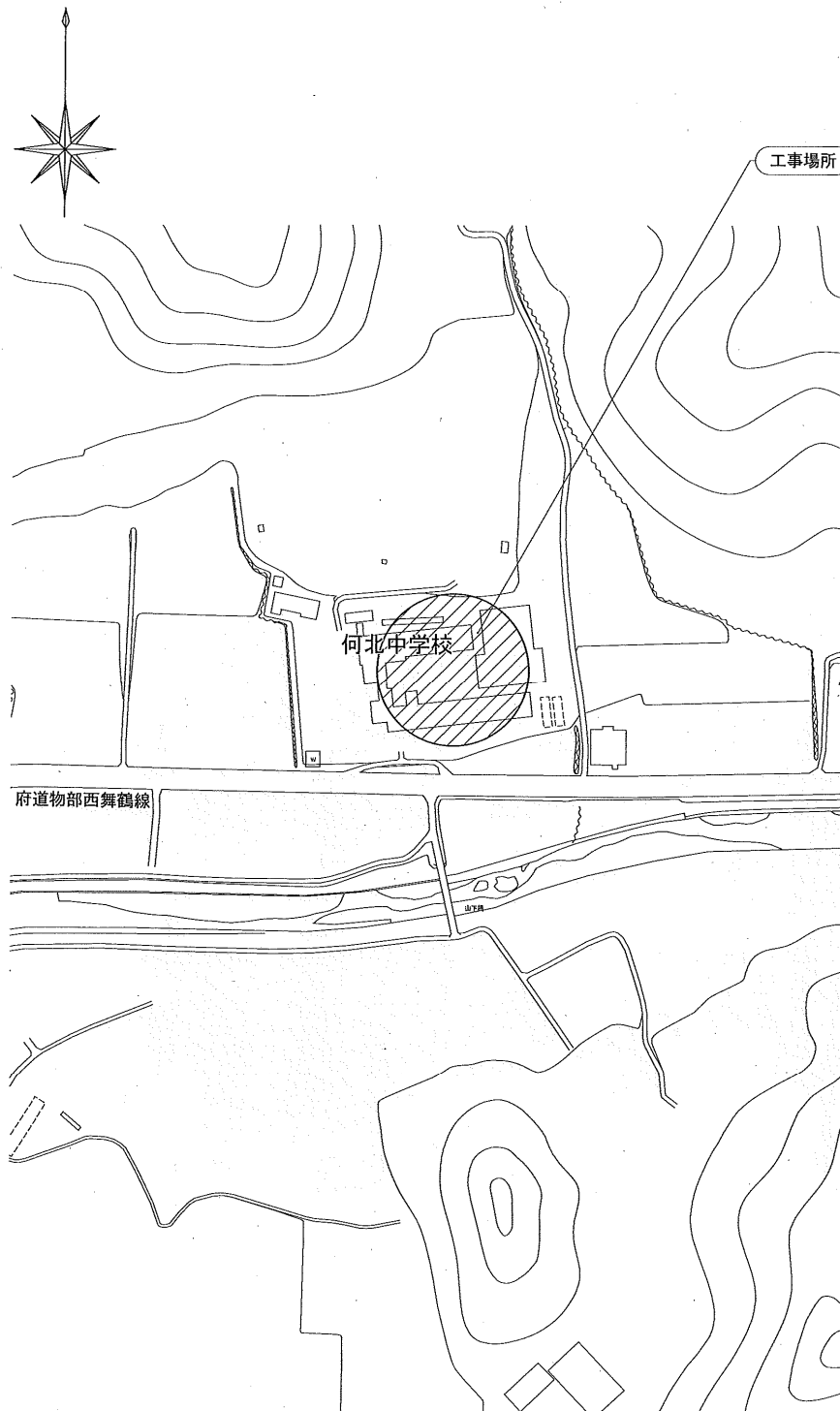
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

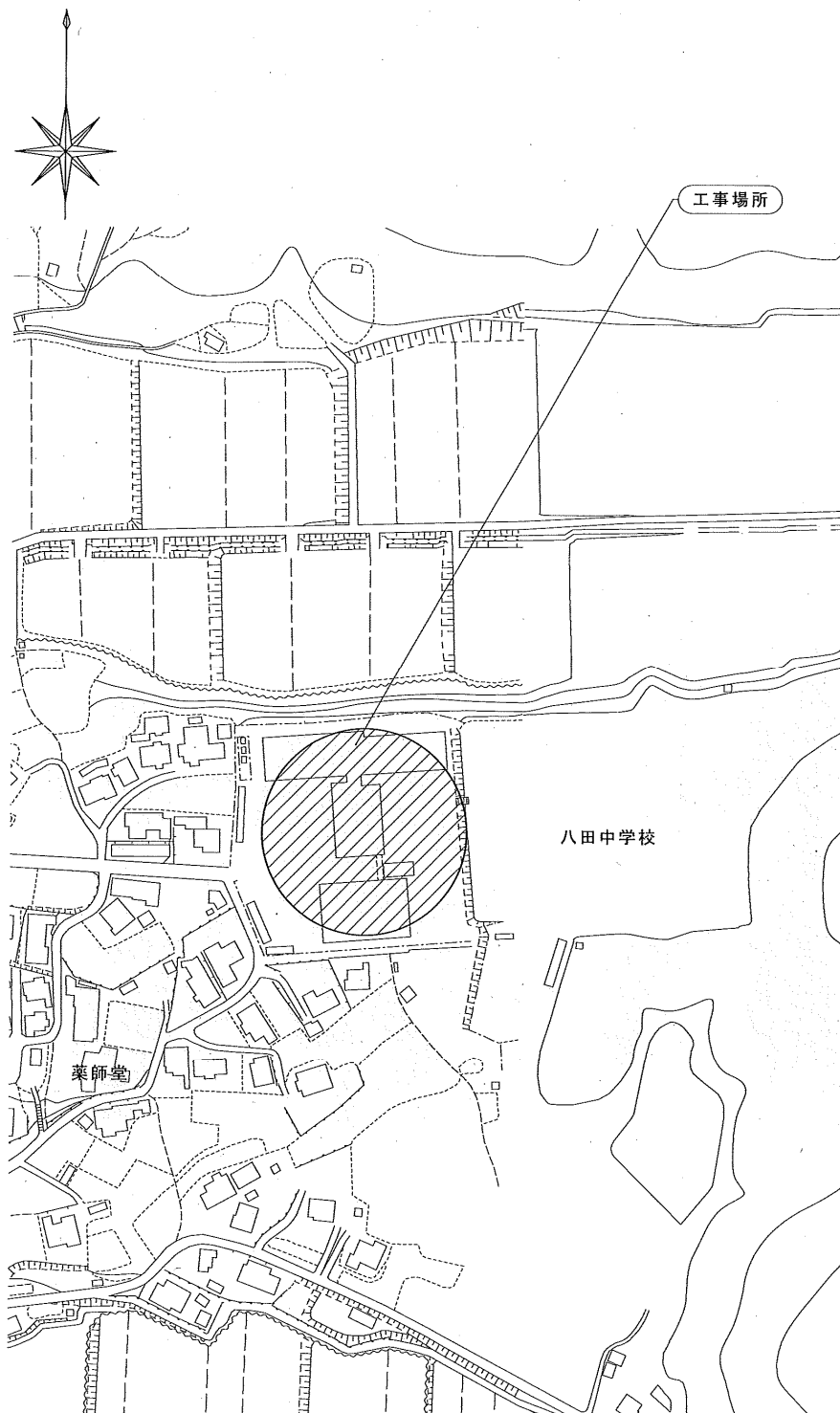
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



豊里中学校付近見取り図 1/2,500



何北中学校付近見取り図 1/2,500



八田中学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第155号

ICT推進事業費（小学校）、小学校GIGAスクール構想電気通信工事 その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年12月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第502 113号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校GIGAスクール構想電気通信工事 その1 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 綾部小学校 LAN配線 L=200m
充電保管庫設置 20台
中筋小学校 LAN配線 L=100m
充電保管庫設置 12台 |
| (5) 予定工期 | 令和3年1月13日から
令和3年3月31日まで（78日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気通信工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気通信工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年12月7日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は160円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年12月10日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年12月11日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月17日(木) から

令和2年12月18日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月21日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年12月25日(金) 午前9時から午後6時まで
令和2年12月28日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出12月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年1月5日(火) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

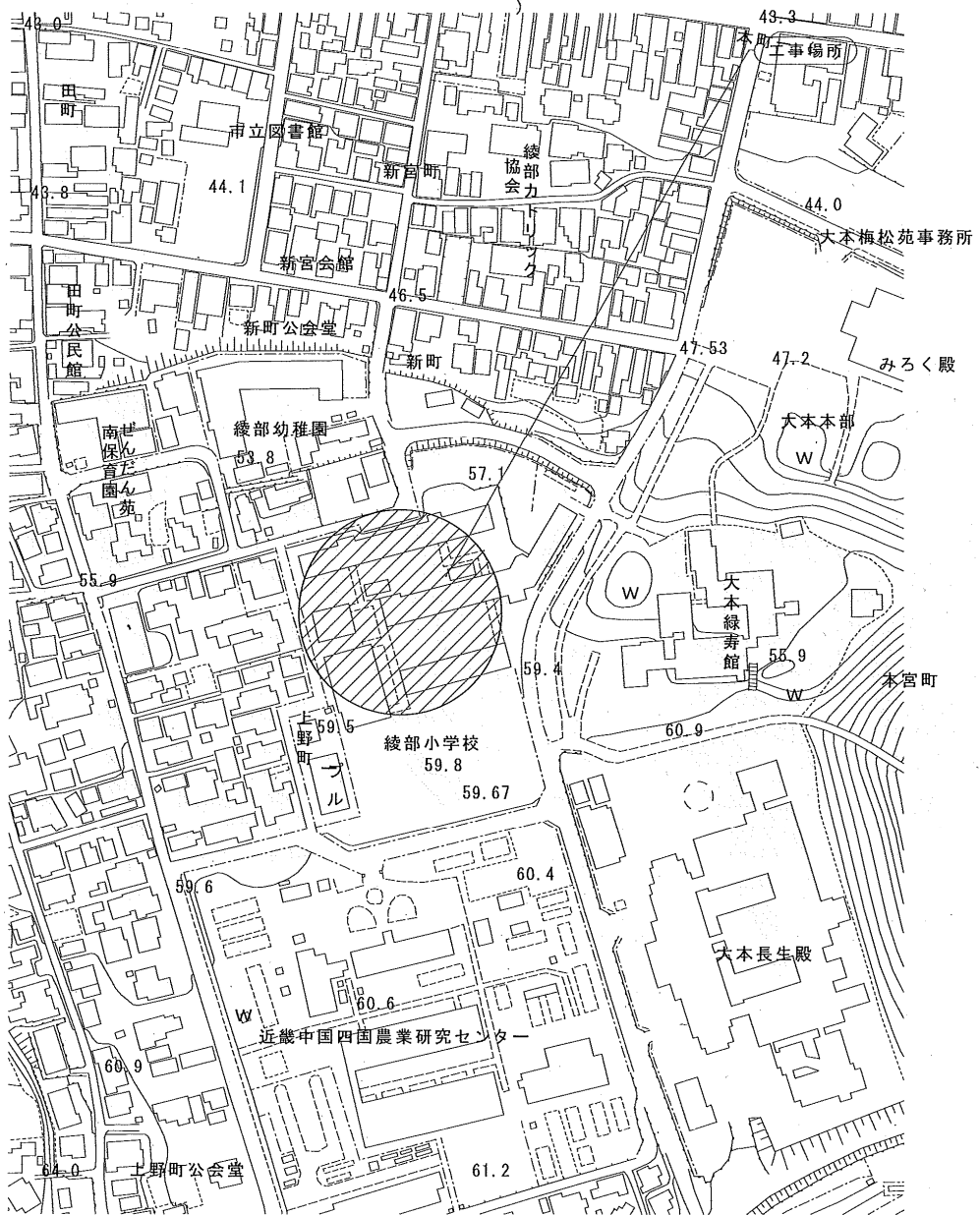
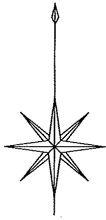
2) 主任技術者

- 1 電気通信工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

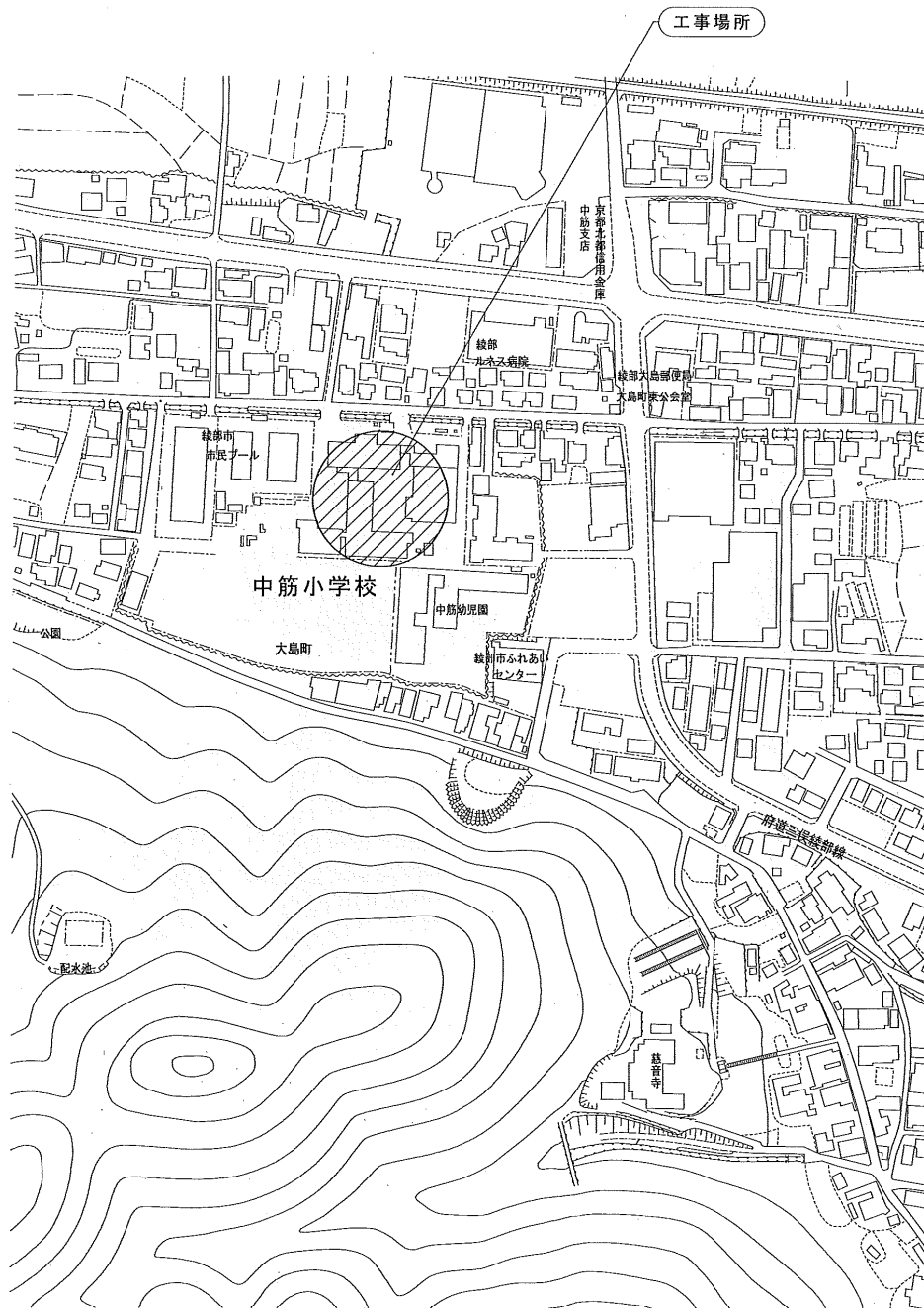
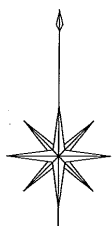
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部小学校付近見取り図 1/2,500



中筋小学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第156号

ICT推進事業費（小学校）、小学校GIGAスクール構想電気通信工事 その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年12月7日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-------|----------------|--|------------|-------|----------------|--|------------|-------|----------------|--|------------|-------|----------------|--|------------|--------|----------------|--|------------|--------|----------------|--|------------|
| (1) 工事番号 | 第502 114号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工 事 名 | 小学校GIGAスクール構想電気通信工事 その2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事場所 | 綾部市有岡町外（別添位置図参照） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 工事概要 | <table border="0"> <tr> <td>吉美小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 8台</td> </tr> <tr> <td>豊里小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 6台</td> </tr> <tr> <td>物部小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 1台</td> </tr> <tr> <td>志賀小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 3台</td> </tr> <tr> <td>西八田小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 2台</td> </tr> <tr> <td>東八田小学校</td> <td>LAN配線 L = 100m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電保管庫設置 2台</td> </tr> </table> | 吉美小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 8台 | 豊里小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 6台 | 物部小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 1台 | 志賀小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 3台 | 西八田小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 2台 | 東八田小学校 | LAN配線 L = 100m | | 充電保管庫設置 2台 |
| 吉美小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 8台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊里小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 6台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物部小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 志賀小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 3台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西八田小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東八田小学校 | LAN配線 L = 100m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 充電保管庫設置 2台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 予定工期 | <p>令和3年1月13日から</p> <p>令和3年3月31日まで（78日間）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気通信工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気通信工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年12月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は300円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年12月10日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年12月11日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年12月17日（木）から
令和2年12月18日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年12月21日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年12月25日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年12月28日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出12月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年1月5日（火）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

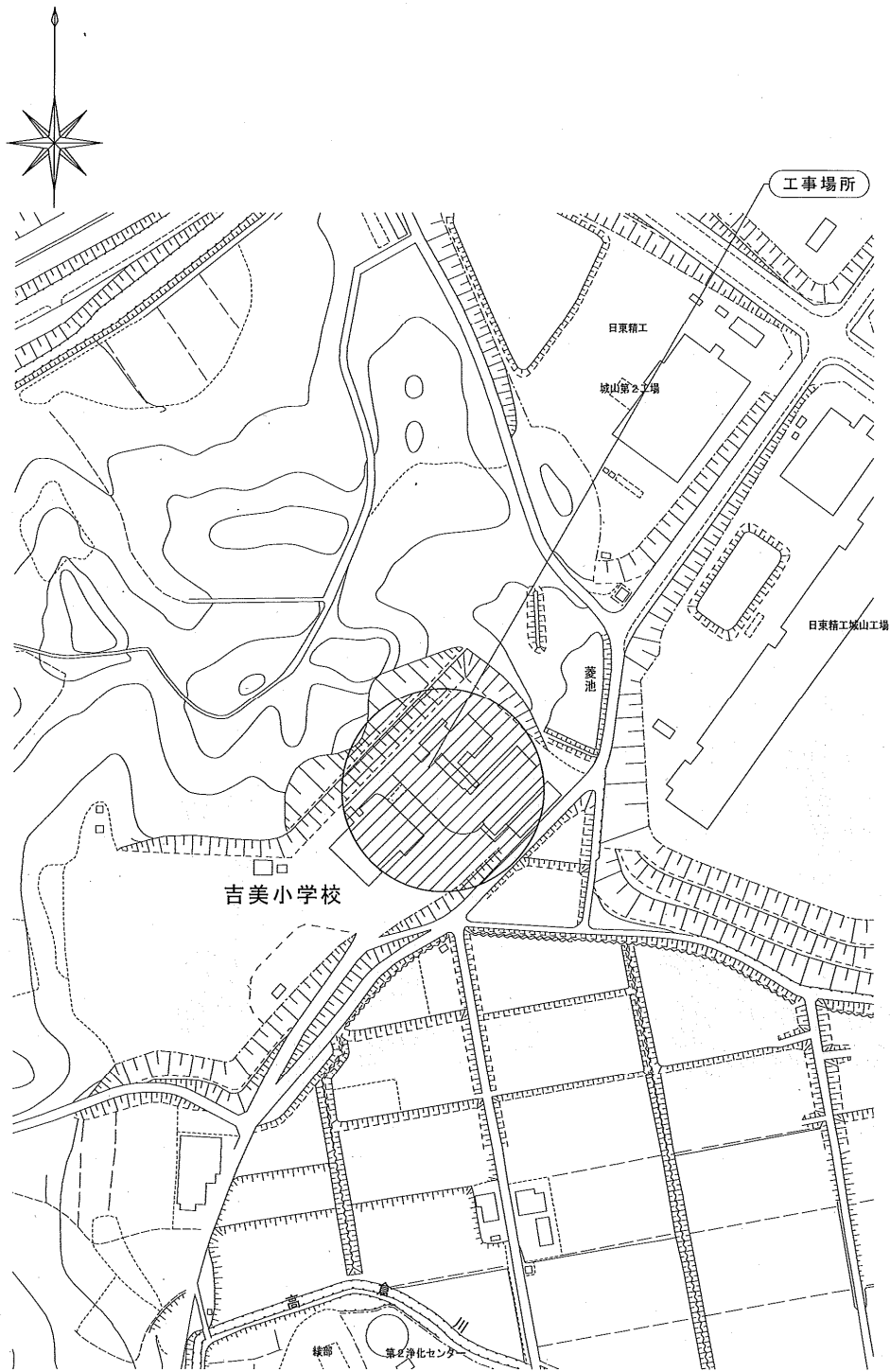
2) 主任技術者

- 1 電気通信工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

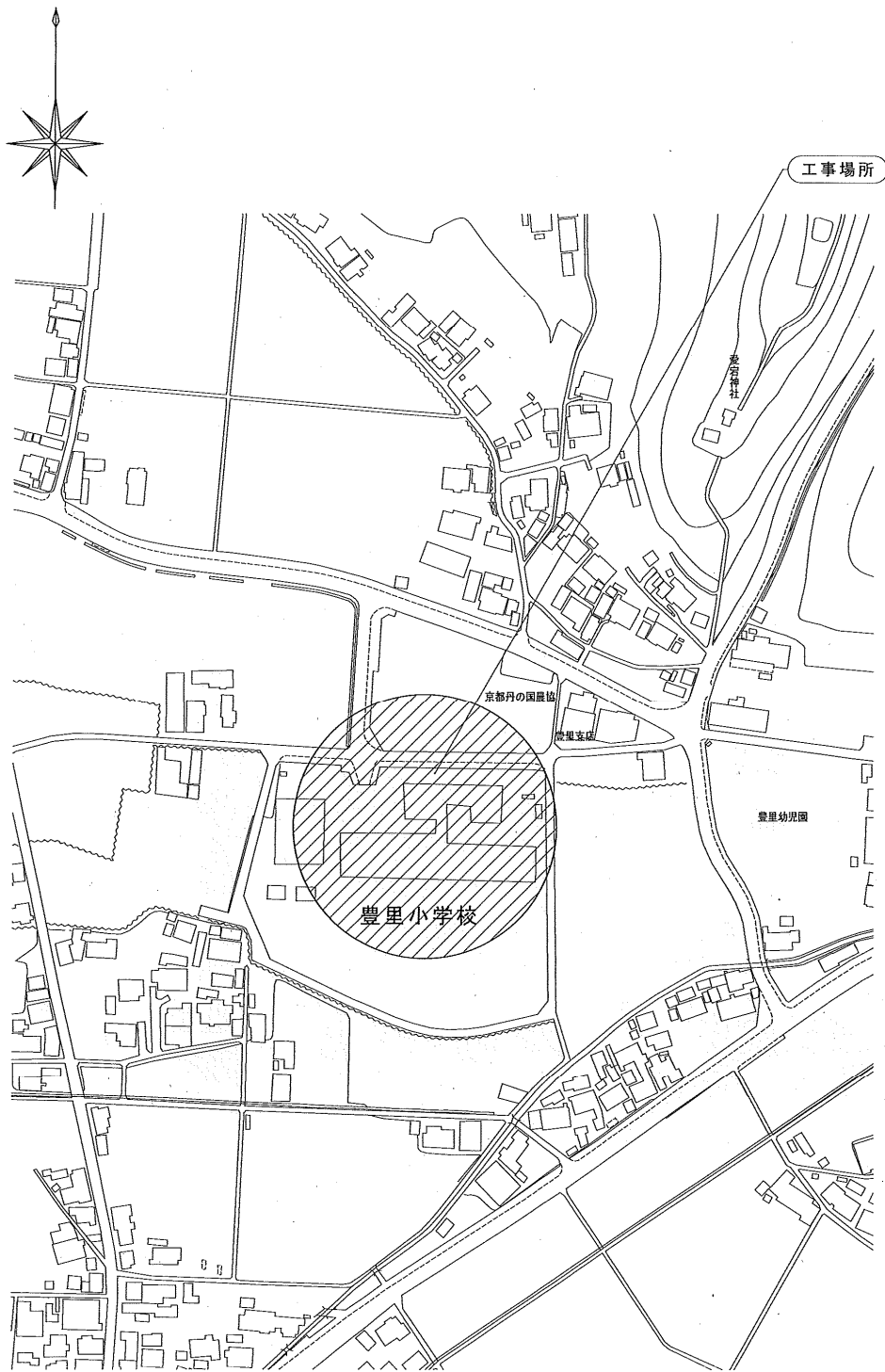
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

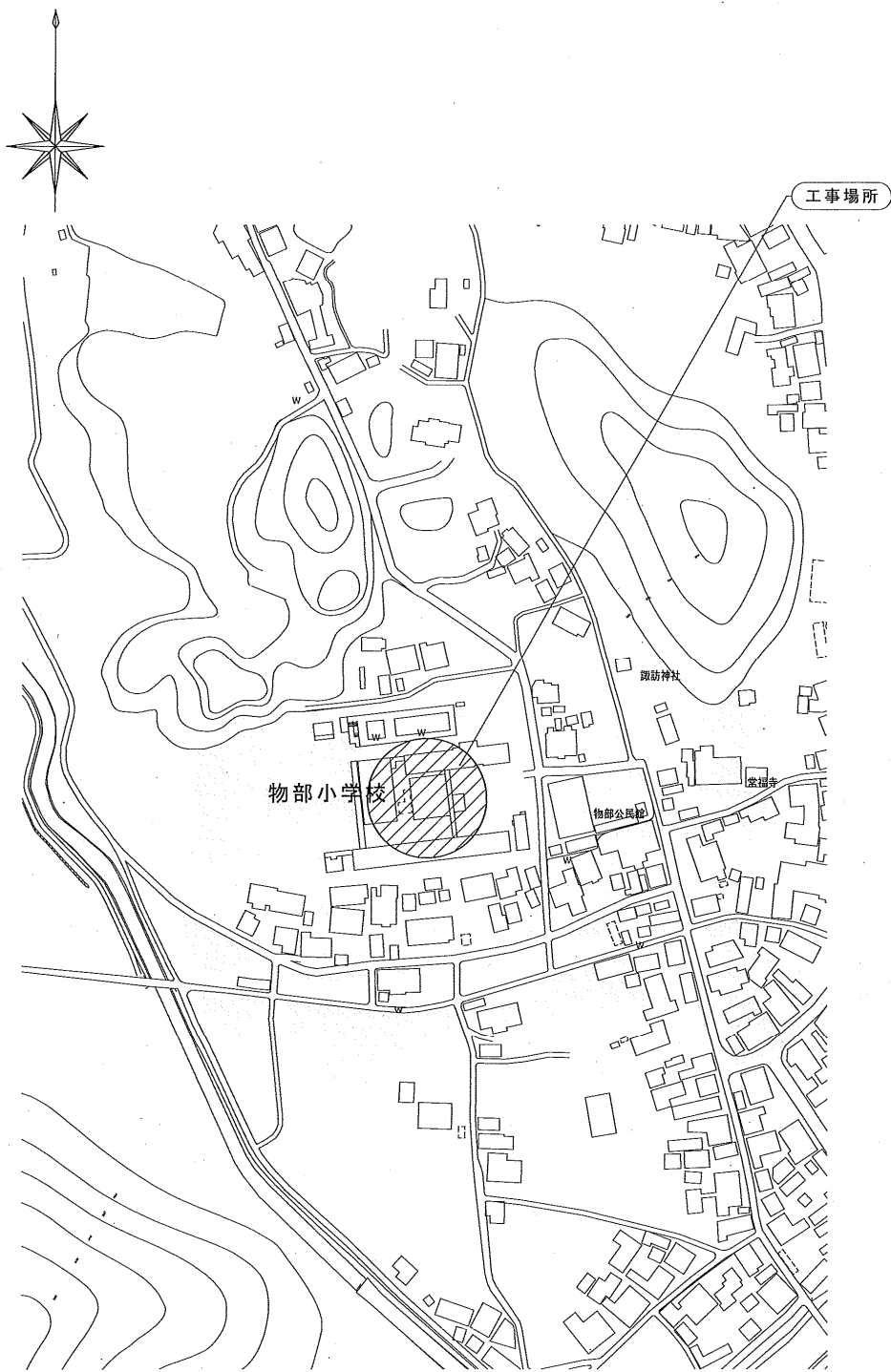
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



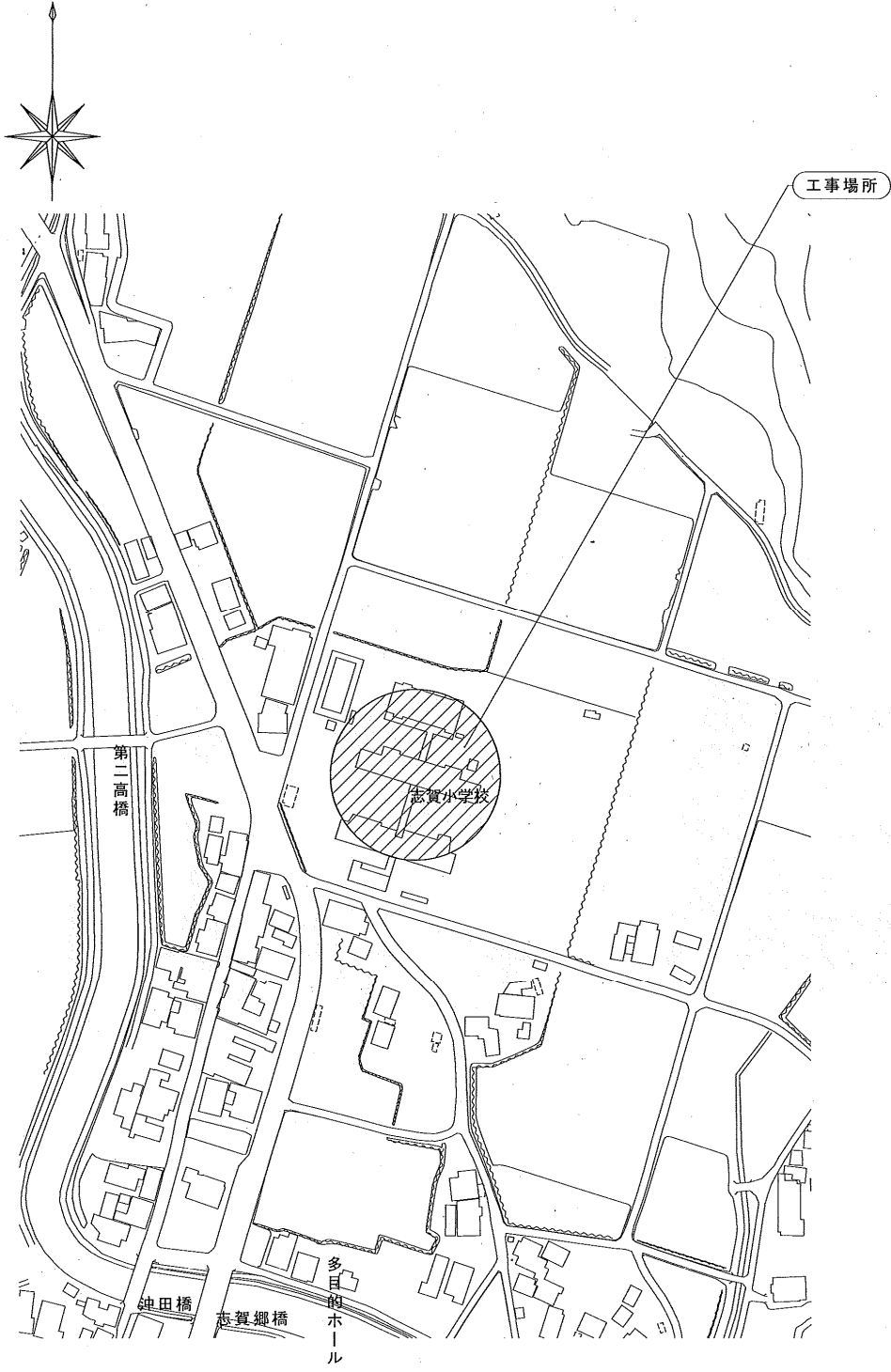
吉美小学校付近見取り図 1/2,500



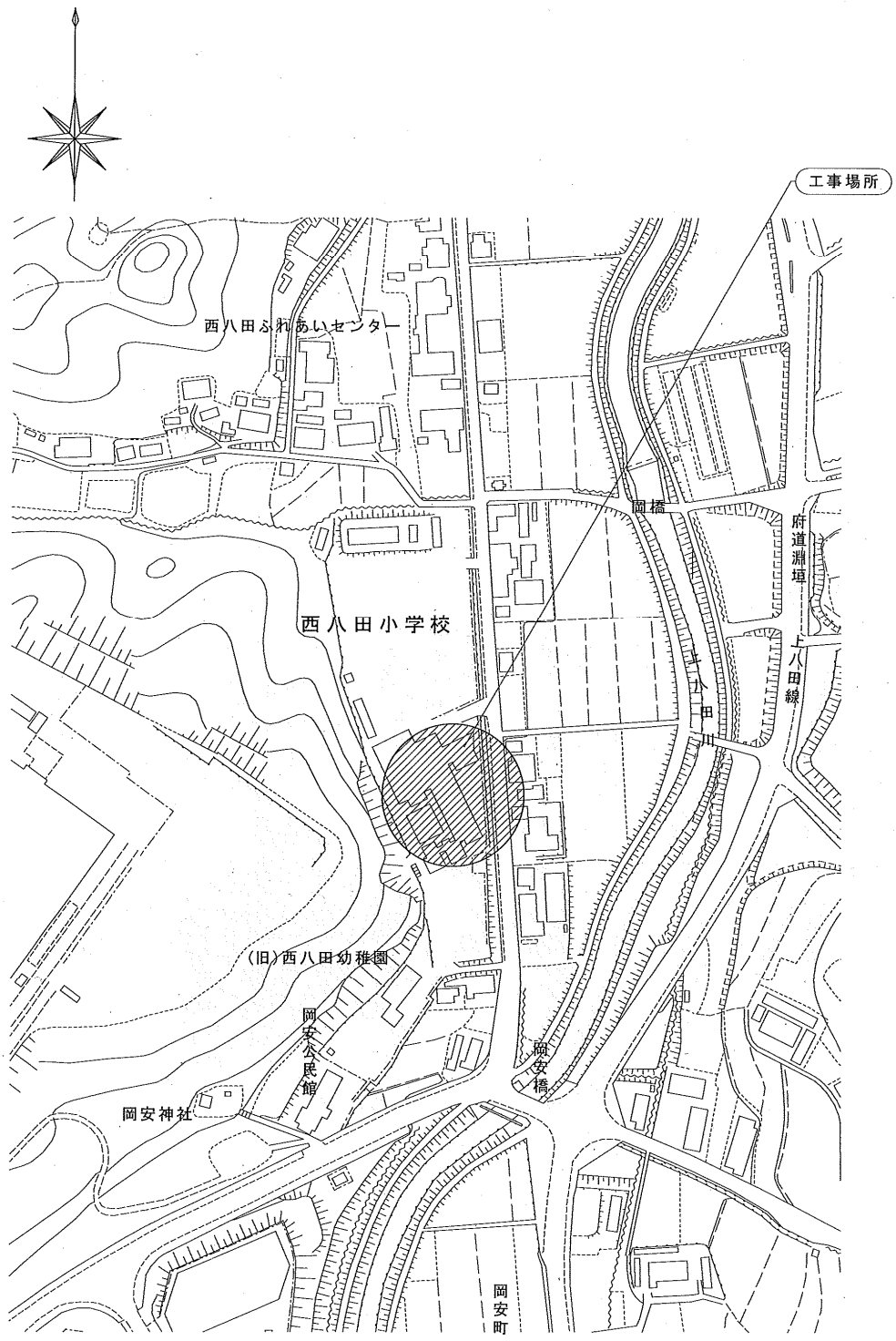
豊里小学校付近見取り図 1/2,500



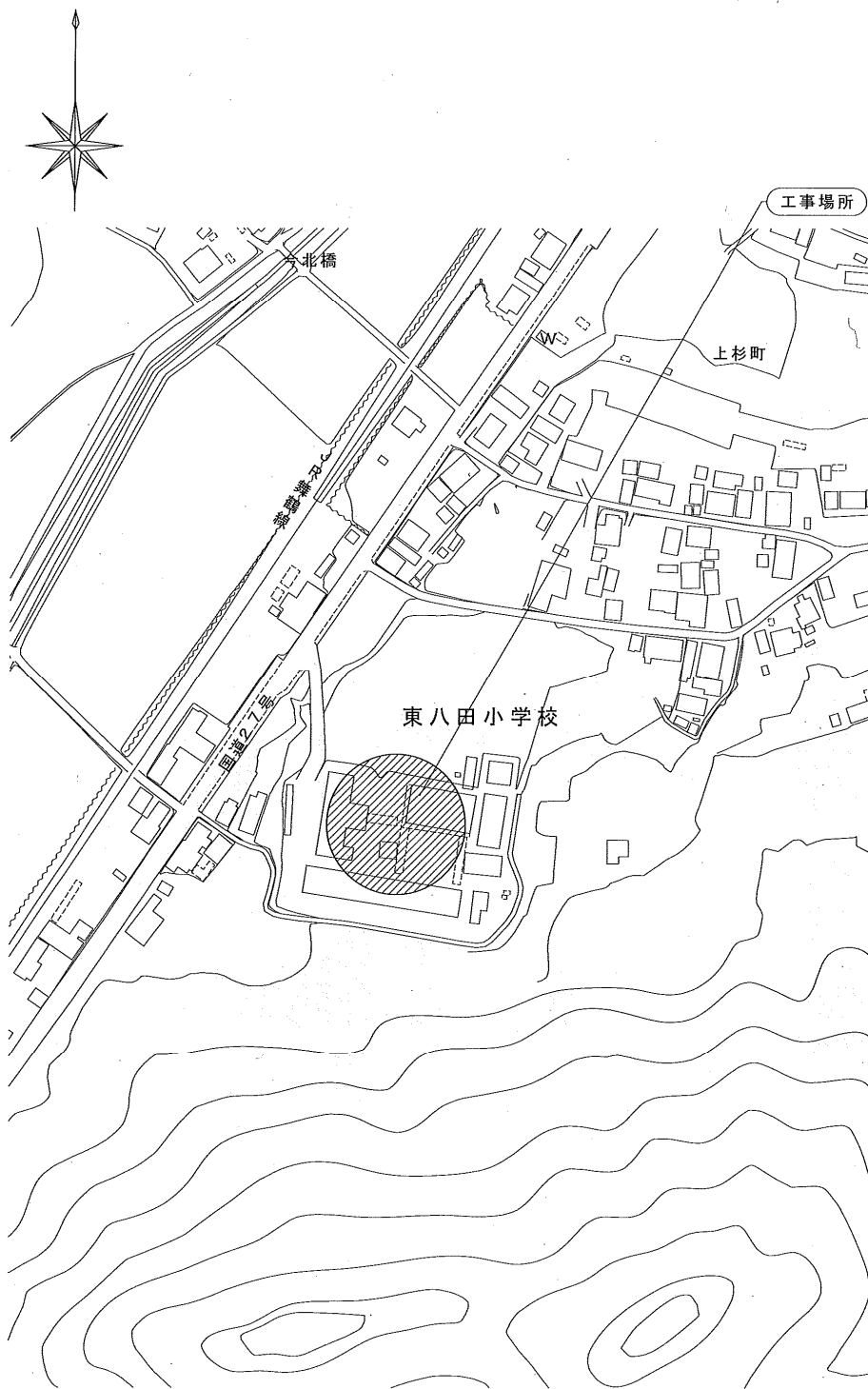
物部小学校付近見取り図 1/2,500



志賀小学校付近見取り図 1/2,500



西八田小学校付近見取り図 1/2,500



東八田小学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第157号

道路整備事業、市道建田八津合線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年12月7日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 116号 |
| (2) 工 事 名 | 市道建田八津合線舗装工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市忠町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=524.5m W=3.2~5.8m
アスファルト舗装工 A=2,070㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和3年1月13日から
令和3年3月31日まで（78日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すこと。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年12月7日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は250円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年12月10日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年12月11日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月10日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月17日(木)から

令和2年12月18日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月21日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年12月25日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年12月28日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月25日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月28日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年1月5日（火）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

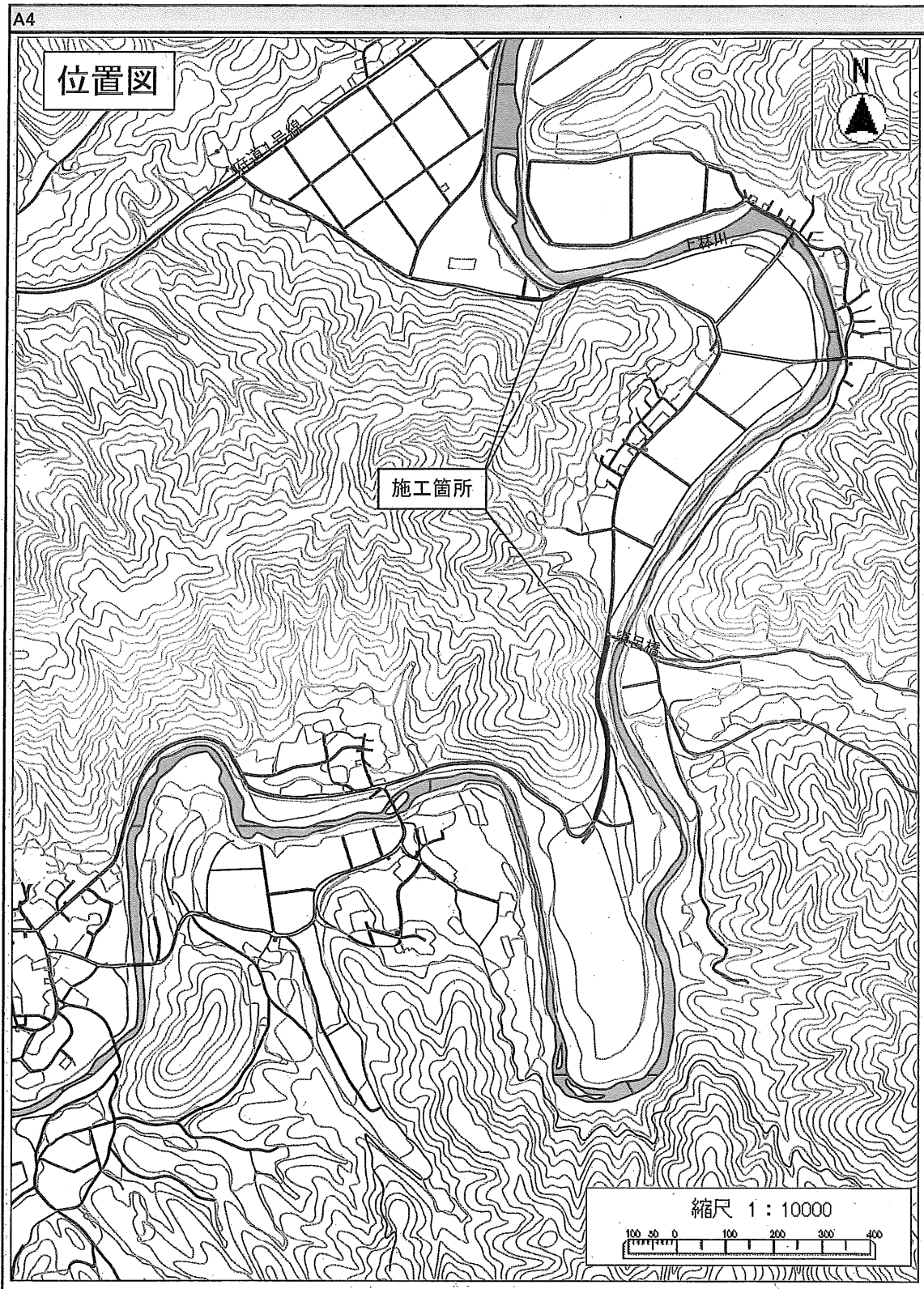
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第158号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年12月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第159号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年12月11日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第160号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年12月14日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市上下水道事業管理規程第7号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

綾部市長 山崎善也

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の
一部を改正する規程

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この規定」を「同項の規定」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「1パーセント」を「0.5パーセント」に、「当該特例基準割合」を「当該還付加算金特例基準割合」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における還付又は充当加算金の額の計算において、同項に規定する還付加算金特例基準割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する還付又は充当加算金について適用し、同日前の期間に対応する還付又は充当加算金については、なお従前の例による。

綾部市教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第11回（12月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年12月22日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年12月25日（金）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和2年12月23日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和2年12月14日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 令和元年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 令和2年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）